7 農 水 第 6 8 0 号 令和7年10月20日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東かがわ市長 上村 一郎

		NAME OF THE PARTY			
市町村名		東かがわ市			
(市町村コード)	(372072)				
1.1.1.5.5	中山・三殿・町田・松崎・落合・大谷・小磯				
地域名 (地域内農業集落名)	(北山、中山、三殿、町田西、町田喜定、町田東、町田南谷、松崎、落合、大谷南、 大谷北、小磯、番屋)				
協議の結果を取り	キレめた年日ロ	令和7年10月20日			
mi我の和未で収りる	もこはバミギガロ	(第5回)			

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題

中山・三殿・町田・松崎・落合・大谷・小磯地区では、進入路が狭く、大型の農機具が使用できない農地が比較的 多い。条件の悪い山間部の農地では、イノシシ被害があるが、中山間地域等直接支払制度により、農地の維持 管理を行っている。地域全体では、今後の農地を管理する担い手の確保が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

耕作者数の減少・耕作者の高齢化による耕作放棄地化に対応するため、新たな担い手を確保し、地域ぐるみで 耕作しやすい環境作りを行う。

- 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	256.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	256.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農用地については、農業上の利用が行われることを基本としつつ、山間部の条件の悪い農地については、保全管理を行う。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将	好来の在り	り方に向け	た。	農用地の効率的かつ総・	合的	かな利用を図るた	:め1	に必要な事項		
	(1)農用地の集積、集約化の方針										
	耕作者の	の経営意	向に配慮	しつ	つ、集積・集約化を行い	. च	地面積の拡大で	を目	指す。		
	(2)農地中間管理機構の活用方針										
	農用地の集積・集約化に向けた貸借を行うために、農業委員会と農地中間管理機構で連携して、農地の斡旋を 行う。										
	(3)基盤	経整備事業への取組方針 P山、三殿、町田東、松崎、落合、大谷南、大谷北地区で実施済み、実施予定なし。									
	北山、中山、三殿、町田東、松崎、落合、大谷南、大谷北地区で実施済み、実施予定なし。										
	(4)多様	な経営は	本の確保・	育厄	め取組方針						
	新規就農者等の相談者がいた場合には、農業改良普及センターや土地改良区、農業協同組合等の関係機関は連携し、安定した経営までのサポートを行う。										
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針										
	管理が難しい場合には、利用を検討していく。										
し 以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)											
		獣被害隊	防止対策		②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④輸出		⑤果樹等
	□ ⑥燃	料•資源	作物等		⑦保全•管理等		8農業用施設		⑨耕畜連携	V	⑩その他
	【選択し	た上記の)取組方針								•
	⑩座談会での協議の結果、落合地区では、公表用の地域計画目標地図とは別に、農地中間管理機構による斡										
	旋の参え	考資料用	の地図も	作成	にた。						